

JA北海道厚生連網走厚生訪問看護ステーションあすなろ運営規程

(事業の目的)

第 1条 この規定はJA北海道厚生連網走厚生訪問看護ステーションあすなろ(以下「ステーション」という)が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という)の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するため、ステーションの人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。要介護状態及び要支援状態にある利用者で、主治医が訪問看護等の必要を認めたもの(以下「利用者」という)に対し、看護師その他の従業者(以下看護師等)が適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

(事業所の名称等)

第 3条 指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業を行う事業所の名称は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 JA北海道厚生連網走厚生訪問看護ステーションあすなろ
- (2) 所在地 網走市北6条西1丁目9番地 網走厚生病院別館

(職員の職種及び定数)(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を兼務)

第 4条 ステーションに勤務する 職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名
- (2) 看護師 3名以上

管理者は、所属職員を指揮・監督し適切な事業の運営が行われるように統括する。また事業所の看護師等の管理、訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたる。
看護師は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護等を担当する。

(運営日及び運営時間)

第 6条 JA北海道厚生連網走厚生訪問看護ステーションあすなろの運営日及び運営時間は、次のとおりとする。

- (1) 運営日 通常月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という)及び12月30日から翌年の1月3日までの間(祝日法による休日を除く)を除く。
- (2) 運営時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、ステーションは運営日以外の日及び運営時間外であっても、利用者又はその家族等からの電話等を受け付けるものとし、必要に応じ訪問看護等を行うものとする。
- (3) 運営地域 網走市・大空町

(訪問看護の提供方法)

第 7条 訪問看護ステーションが行う指定訪問看護等の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医及びかかりつけ医に申出て、主治医及びかかりつけ医が訪問看護指示書を訪問看護ステーションに交付した者に対して、看護計画を作成し指定訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は、家族から直接訪問看護ステーションに連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書を求めるよう指導する。

(訪問看護の内容)

第 8条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の観察
- (2) 療養上の世話 食事(栄養)、排泄、清潔の管理 及び援助
- (3) ターミナルケア
- (4) 診療の補助 褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置
- (5) リハビリテーションに関すること
- (6) 療養生活及び介護方法の指導
- (7) 認知症患者の看護
- (8) その他の医師の指示による医療処置
- (9) 第8条(1)から(8)以外の必要な事項で医師が認めたもの

(緊急時における対応方法)

第 9条 利用者に病状の急変やその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 指定訪問看護等の実施中に、利用者の症状に急変その他緊急の事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うとともに所長(管理者)に報告しなければならない。

(訪問看護の費用)

第10条 訪問看護及び介護予防訪問看護の費用は次による。

- (1) 介護保険
介護保険法に基づき、市町村長が訪問看護費として訪問看護ステーションに支払う。
- (2) 医療保険
健康保険法等に基づき、保険者が訪問看護療養費として訪問看護ステーションに支払う。

(訪問看護の利用料)

第11条 訪問看護及び介護予防訪問看護の基本利用料は次による。

- (1) 介護保険
介護保険による訪問看護は、介護保険法に基づき別紙1の通りとする。
- (2) 医療保険
医療保険による訪問看護は、健康保険法に基づき別紙2の通りとする。

(運営に関する留意事項)

第12条 指定訪問看護等の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るための研究、研修の機会を設け、業務体制の整備に努めるものとする。

- 2 職員は業務上知りえた秘密を保持しなければならない。
- 3 この運営規定に定める事項以外については、事業者である北海道厚生農業協同組合連合会が定めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 利用者及びその家族の個人情報について厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待防止の措置に関する事項)

第14条 ステーションは利用者の人権擁護・虐待の防止のため以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会を年1回定期開催し、必要時臨時開催すると共に、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
(委員会はテレビ電話装置等を活用可能)

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 看護師等に対し虐待防止のための研修会を年1回開催する。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は所長とする。

- 2 訪問看護等の提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施すると共に、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 看護師等に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第16条 管理者は看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 管理者はステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のために毎月併設病院の感染対策委員会に出席し、その結果等について看護師等に周知徹底を図る。

- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針(訪問看護ステーション感染対策マニュアル)を整備する。

- (3) 看護師等に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的実施する。(併設病院の感染対策に関する研修会も含む)

(運営会議)

第17条 所長(管理者)は、訪問看護ステーションあすなろの運営管理について、年1回訪問看護ステーション運営委員会を開催することとする。

附 則 ・この規程は、平成13年7月1日から施行する。

・この規定の一部改正は平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成18年4月1日、平成19年3月1日、平成19年4月1日、平成20年1月1日、平成20年4月1日、平成20年9月1日、平成20年10月1日、平成22年4月1日、平成23年3月1日、平成23年3月18日、平成24年1月4日、平成24年3月1日、平成24年4月1日、平成26年4月1日、平成29年6月1日、平成30年10月1日、令和2年4月1日、令和3年6月1日、令和6年2月1日より施行する。